

医療機関での産後ケア事業について

産後は心もからだも不安定になりがちです。『お産と育児の疲れで体調がすぐれない』『授乳について吸わせ方や抱き方を教えてほしい』『赤ちゃんのお世話について教えてほしい』など、そんなときに安心して子育てができるよう、日帰り型・宿泊型による産後ケア事業をご利用ください。

1 **利用できる方** 市内に住所がある出産後おおむね3か月未満のお母さんと赤ちゃん

2 **内容** ・お母さんの健康管理や乳房ケアなど
 ・赤ちゃんの発育や授乳の様子、体重や排便のチェックなど
 ・授乳や沐浴方法、育児相談など
 ※医療行為が必要な場合は利用できません。

3 **利用できる医療機関および負担金**

医療機関	利用料金・時間 ※日帰り・宿泊各最大5日間まで	
	日帰り型(1日あたり)	宿泊型(1泊2日)
植野産婦人科医院※1	3,600円(昼食付き) 【9:00～16:30】	7,200円(3食付き) 【11:00～翌日11:00】
水戸赤十字病院※1	2,800円(昼食付き) 【9:00～17:00】	7,000円(4食付き) 【9:00～翌日17:00】
山縣産婦人科※1	2,400円(昼食付き) 【9:00～17:00】	6,000円(4食付き) 【9:00～翌日17:00】
加瀬病院	4,000円(昼食付き) 【9:00～17:00】	11,000円(4食付き) 【9:00～翌日17:00】
ひたちなか母と子の病院		

※1の医療機関利用は出産後4か月未満の方まで可能です。

※2非課税世帯は2分の1、生活保護世帯は全額公費負担となります。

4 **利用方法** 事前に電話連絡のうえ、親子(母子)健康手帳と印鑑を持参し下記問合せ先にお越しください。

問 かがやき 健康推進課母子保健G ☎54-7121

大宮都市計画変更案の縦覧について

都市計画の変更案について、都市計画法の規定に基づき、案の縦覧を行います。
 この案についてご意見のある方は、意見書を提出することができます。

区分	①県案件	②市案件
内容	都市計画道路2路線	都市計画道路3路線
縦覧場所	県都市計画課 市都市計画課	市都市計画課
縦覧期間	令和3年1月25日(月)～2月8日(月) 8:30～17:15 ※土・日曜日・祝日を除く	
意見書の提出先	茨城県都市計画課 〒310-8555 水戸市笠原町978-6	常陸大宮市都市計画課 〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6

○意見書の提出

縦覧場所に備え付けもしくは各ホームページに掲載の様式に必要事項を記載し、持参または郵送にて、下記問合せ先へ提出してください。

○提出締切 令和3年2月8日(月)必着

問 ①県案件 = 県都市計画課 ☎029-301-4588

②市案件 = 市都市計画課 ☎52-1111 内線257・252・253

※詳細および最新の情報は、各ホームページをご覧ください。